



2026年9月10日

各 位

会 社 名 第 一 三 共 株 式 会 社
代 表 者 代表取締役社長 奥澤 宏幸
(コード番号 4568 東証プライム市場)
問 合 せ 先 執行役員 IR・SR部長 藤城 亜理
TEL 報道関係者の皆様 03-6225-1126
株式市場関係者の皆様 03-6225-1125

当社に対するNTKからの損害賠償等請求訴訟に関する判決(勝訴)のお知らせ

第一三共株式会社(本社:東京都中央区、以下「当社」)は、2023年11月22日付当社プレスリリース「当社に対するNTKからの訴訟の提起について」*及び2025年5月22日付当社プレスリリース「当社に対するNTKからの損害賠償等請求訴訟の請求拡張の申立てに関するお知らせ」**にて発表しておりました通り、IHH Healthcare Berhad(本社:マレーシア、以下「IHH」)の100%子会社であるNorthern TK Venture Pte Ltd(本社:シンガポール、以下「NTK」)から、東京地方裁判所において2023年10月16日に200億円の損害賠償等を求める訴訟(以下「本件訴訟」)の提起を受け、その後2025年5月9日に、訴えの変更申立書が提出され、NTKの請求額は2,033億180万7,840円に拡張されました。

2026年9月10日、東京地方裁判所は、当社の主張を認め、NTKの請求を全て棄却する旨の判決を言い渡しましたので、お知らせいたします。

*https://www.daiichisankyo.co.jp/files/news/pressrelease/pdf/202311/20231122_J.pdf

**https://www.daiichisankyo.co.jp/files/news/pressrelease/pdf/202505/20250522_J.pdf

記

1. 訴訟が提起された裁判所及び年月日

- (1)提起された裁判所:東京地方裁判所
- (2)提起された年月日:2023年10月16日(訴状送達日 2023年11月13日)
- (3)訴えの変更申立書が提出された年月日:2025年5月9日(変更申立書送達日 2025年5月20日)
- (4)判決年月日:2026年9月10日

2. 訴訟を提起した者の概要

名称:Northern TK Venture Pte Ltd

所在地: 1, HARBOURFRONT PLACE, #03-02, HARBOURFRONT TOWER ONE, Singapore 098633

代表者の役職・氏名: 代表者取締役 アガルワル・アアンチャル

3. 訴訟の原因及び判決までの経緯

当社は、2016年4月29日付のランバクシー元株主に対する仲裁判断(以下「本仲裁判断」)に基づき、インド裁判所において、同国の法令に則って本仲裁判断の執行手続を進めているところ、その過程で、インド最高裁判所の判断により、NTK による Fortis Healthcare Limited(以下「FHL」)の公開買付の停止がなされました。

NTK は、当社の妨害により公開買付が停止され損害を被った等と主張して本件訴訟を提起したものです。これに対して当社は、公開買付の停止が、本仲裁判断に基づき、インド裁判所において、同国の法令に則って本仲裁判断の執行手続を進める過程で、適正な手続にしたがってインド最高裁判所の判断によりなされたこと等を述べ、NTK の主張には理由がないことを一貫して主張してまいりました。

東京地方裁判所は、2026年9月10日、当社の主張を認め、NTK の主張には理由がないと判断し、NTK の請求を全部棄却する判決を下しました。

4. 訴訟の内容

(1) 請求の内容

① 損害賠償請求

② 株式取得等の妨害差止め請求

③ NTK が指定する文章の当社ウェブサイトへの掲載及びインド証券取引委員会(SEBI)に対する同内容の書面の提出請求

(2) 請求金額

2,033 億 180 万 7,840 円

5. 判決の内容

東京地方裁判所は、2026年9月10日、本件訴訟において、NTK の請求を全て棄却する判決を言い渡しました。

今回の判決は、当社の正当性が認められ、かつ公正な判断がなされたものであると受け止めております。

6. 今後の見通し

現時点において、本判決が当社業績に与える影響はございません。本件に関して、今後、開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。なお、当社は、仮にNTKより控訴がなされた場合も、控訴審において、引き続き当社の正当性を主張してまいります。

以上